

# 令和2年国勢調査に

こくせいちぢょうさ

## ご協力ください

令和2年10月1日を基準日として、全国一斉に国勢調査が実施されます。この調査は、**日本国内に住むすべての人と世帯を対象とする**、国の最も重要な統計調査で、5年ごとに実施されるものです。

### 9月中に調査員が各世帯を訪問します

国から任命された調査員が、9月中に市内の全世帯を訪問し、調査票の記入依頼および配布を行います。調査員の訪問の際は、**新型コロナウイルス感染防止のため、インターホンまたはドア越しに説明し、調査票の配布は、在宅・不在に関わらず、郵便受けなどに入れて行います。**

### 調査票の回答はインターネットまたは郵送でお願いします

新型コロナウイルス感染防止のため、**インターネットまたは郵送での回答を基本**としています。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



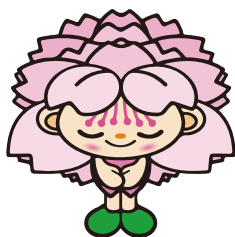
## 国勢調査には回答の義務があります

国勢調査は、統計法令に基づく基幹統計調査です。そのため、調査項目への回答が義務づけられています。(報告義務)

**提出期限**

## 10月7日(水)

までに回答をお願いします。



### 問い合わせ先

●企画政策課

☎46・5206 (直通)

☎53・4111 (内線223)

## 国勢調査を装った、「かたり調査」にご注意ください

国勢調査を装い、訪問、電話、電子メールなどにより、世帯の情報を聞き出すとする事例(いわゆる「かたり調査」)が過去に発生しています。十分にご注意ください。

次の①②の場合を除き、国や地方公共団体の職員、統計調査員などが、電話や電子メールで国勢調査の依頼をしたり、個人や世帯の情報を調査することは絶対ありません。

① 調査票の提出後、記入内容に不明な点があるため、確認する場合

② 既に統計調査員の訪問により調査票の記入依頼をしているが、期限までに調査票の提出が確認できないため、提出を再度お願いする場合

**統計調査員は、常に顔写真入りの調査員証を携帯しています。**調査員証を携帯していない者が訪問した場合、統計調査員になりすましている可能性があります。

不審な訪問、電話、電子メールなどがありましたら、企画政策課までご連絡ください。